

令和7年2月14日  
国土交通省関東地方整備局  
東京国道事務所

## 道路空間を活用したカーシェアリング社会実験

～新たに運用形態を柔軟に設定する社会実験の実験参加者を募集します～

国土交通省では、道路空間を活用した交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する取組みとして、駅に近接した国道の道路上にカーシェアリングステーション（ST）を設置し、平成28年12月から令和2年9月までは小型モビリティを用いて、令和3年4月からは軽自動車、令和5年2月からはコンパクトカーに車種を拡大し、その有用性等を検証する社会実験を行ってまいりました。

今回、路上カーシェアリングの更なる利用促進を目指し、運用形態を柔軟に設定した際の実験の有効性等を検証するため、社会実験を延長し、本日より実験参加者の公募を行いますので、お知らせします。

### 【社会実験の公募概要】

1. 公募受付期間

令和7年2月14日（金）～令和7年3月5日（水）

2. 実施箇所

東京都港区新橋4丁目 国道15号の道路上

3. 運営車両

コンパクトカー ※本社会実験におけるコンパクトカーの定義は小型自動車（道路運送車両法に基づく）のうち、全長4100mm以下、全幅1700mm以下の車両とします。

4. 実験参加者の条件等

詳細は公募要領をご覧ください。公募要領は次頁に記載のURLからダウンロードできます。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 東京国道事務所

電話：03-3512-9090（代表） メールアドレス：ktr-toukoku-cloud@ki.mlit.go.jp

副所長 関口（せきぐち）（内線：206）

交通対策課長 関（せき）（内線：471）

# 道路空間を活用したカーシェアリング社会実験 概要

## 目的

公共交通からの乗り換え利便性が高い道路上へカーシェアステーションを設置する「道路空間を活用したカーシェアリング社会実験」について、路上カーシェアリングの更なる利用促進を目指し、運用形態を柔軟に設定した際の有効性等を検証するため、社会実験を延長し、更なる検証を行います。

## 実験概要

- 実施期間  
令和7年4月予定～令和8年3月予定
- 実施箇所  
東京都港区新橋4丁目 国道15号の道路上
- 運営車両  
コンパクトカー
- 運営方法  
ラウンドトリップ方式 ※
- 実施主体  
道路空間を活用したカーシェアリング社会実験[車種拡大]協議会  
(関東地方整備局道路部、東京国道事務所、警視庁、東京都、千代田区、港区、運営事業者、有識者  
一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会)
- 主な検証項目
  - ・道路上へのステーション設置による利用実態の変化と効果検証
  - ・運用形態を柔軟に設定した際の有用性等の検証
- 実験参加者の条件等  
詳細は、公募要領をご覧ください。公募要領は以下URLからダウンロードできます。  
URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00502.html>

※ 貸出し拠点（ステーション）でのみ返却が可能な方式

## 位置図



— カーシェアリングステーション設置箇所

## 拡大図

